

## ■景観重要建造物の指定

### 【指定の方針】

宇佐市の象徴的景観要素となっている建造物や、広く市民に親しまれ、愛されている建造物、その外観の形態意匠が伝統的な街並み形成に重要な役割を果たしている建造物、宇佐市のまちづくりにおいて模範・指標となるデザイン的価値のある建造物は、その建築年代や学術的価値を問わず、良好な景観の形成に資する優れた外観を有する建造物として、除去や外観変更がなされないよう、景観法第8条第2項第3号の規定に基づき景観重要建造物の指定方針を定め、その指定に取り組みます。

### 【指定の基準】

- 宇佐市や地域の自然、歴史、文化、生活の特性が具体化されたもの、または、宇佐市や地域の歴史、文化の醸成に影響を与えたもので、現在もその意匠的価値が高いと判断される建造物
- 宇佐市や地域にとって重要な存在であり、景観を形成する上で象徴となる建造物
- デザイン的に優れ、市民に親しまれ、愛されている建造物
- 登録有形文化財のうち、戦前に建築されたもので、建造当時の外観からの変更が少なく、造形的な規範となっていて、再現が容易でない建造物

## ■景観重要樹木の指定

### 【指定の方針】

学術的価値に関係なく、外観に優れ、良好な景観を形成する要素となり、宇佐市や地域の自然、歴史、文化、生活の風景として、市民や地域住民のイメージの中に定着し親しまれている樹木については、伐採、除去によって地域全体の景観が損なわれないことがないように、景観法第8条第2項第3号の規定に基づき景観重要樹木の指定方針を定め、その保護に努めます。

### 【指定の基準】

- 地域の従来からの樹種であり、自然の造形として高い価値が認められる樹木
- 個人または団体による取り組みによって、その樹容に高い価値が認められる樹木
- 地域における象徴となっている樹木
- 多くの市民が、その存在を知っている樹木

## ■景観重要公共施設の整備

### 【指定の方針】

市内に広がるこれら公共施設のうち、限定した区域や区間等としてイメージでき、かつ周囲の風景に溶け込み親しまれているもの、市民が大切にしたいもの、または、今後、地域の良好な景観形成に配慮しながら整備を行うものを、当該公共施設の管理者の合意を得るとともに、市民の支持を踏まえながら、景観重要公共施設として指定します。

### 【整備の方針】

道路 ・ 橋梁	○街路樹や植樹帯の整備など、道路空間の緑化に努める。 ○沿道の街並みとの調和に配慮した舗装とする。 ○交通安全施設や標識、案内板等の設置に際しては、沿道の街並みと調和し、かつ統一感のあるデザインとする。 ○石橋の補修や工作物の設置にあたっては、歴史的・自然景観に配慮する。
公園	○公園内に施設を設ける場合は、周辺環境との調和に配慮する。 ○樹木など良好な景観要素がある場合は、適切な維持・管理を図る。
河川	○河川護岸の整備にあたっては、自然景観との調和に努める。 ○周辺の自然景観の保全に配慮した維持・管理に努める。 ○宇佐神宮など歴史的景観要素の周辺では、歴史的景観との調和に配慮する。
海岸	○松並木等の良好な景観要素がある場合は、適切な維持・管理を図る。 ○海岸部に施設を設ける場合は、砂浜や海への眺望を妨げないように配慮する。 ○堤防工事等を実施する場合は、景観面に配慮した工法を用いるなど、周辺景観との調和に努める。